

# 上松町国土強靱化地域計画【概要版】

## 基本的な事項

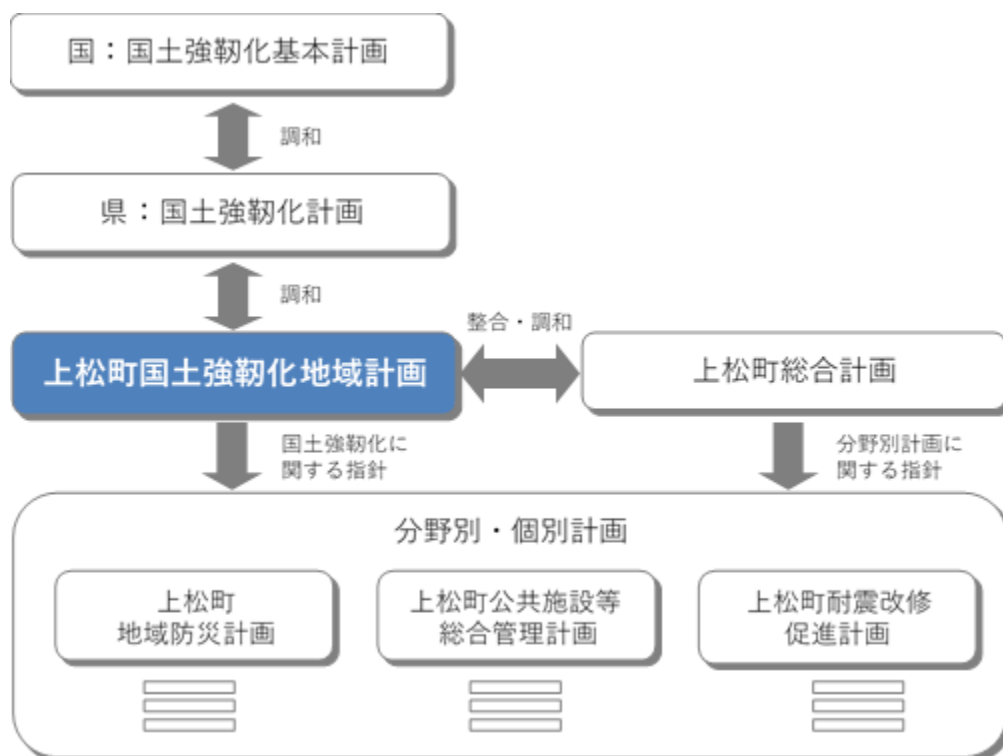
### 1 計画策定の趣旨

長野県は、地形的・気象的な特性により、数多くの災害が発生し、甚大な被害を被ってきており、「命を守る」ための備えとして、迎え撃つ社会の在り方が問われています。

国では、平成26年6月に国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）を閣議決定しました。長野県においては、国の方針や、過去の災害の教訓を踏まえ、災害が起こった場合でもその被害を最小限に抑え、速やかな復興を成し遂げるため、すべての県民や長野県に訪れる滞在者を含め、それぞれの立場で、今後必ず起こりうる災害をイメージし、事前の備えに取り組むことを目的として、平成28年3月に長野県強靱化計画を策定しました。

上松町東側の木曾駒ヶ岳を主峰とする木曾山脈は、風化の進んだ花崗岩による急峻な地形となり、崩落しやすく危険箇所が随所に見られます。また、木曾川左岸には木曾駒ヶ岳に源を持つ滑川、十王沢ほか中小河川の急流が木曾川に注ぎ、右岸にも国有林から小川が流入しています。こうした地形による当町は、土砂災害や河川氾濫による水害の発生や、「南海トラフ」や「木曾山脈西縁断層帯」の地震等を震源とする地震が発生した場合の被害が予測されています。こうしたなか、地域防災計画の見直しやハザードマップの作成などを行い、災害に強いまちづくりを推進してきました。

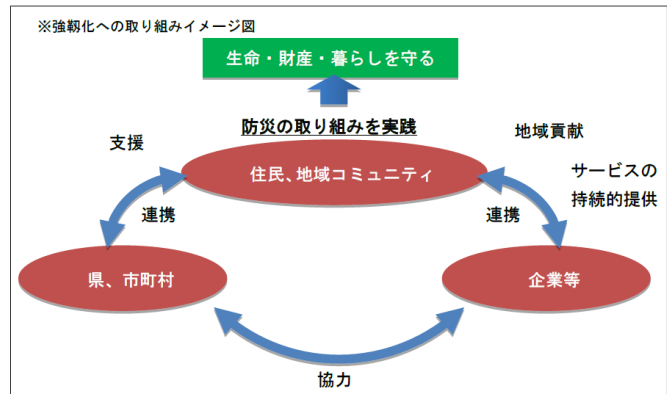
こうした動向を踏まえ、当町においても、いかなる自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、速やかな復旧・復興を可能にする「強靱な地域」をつくるため、町の強靱化に関する指針となる「上松町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定し、国、県、関係機関等と一体となって、総合的、計画的に強靱化の取組を推進します。



上松町国土強靱化地域計画の位置づけ

## 2 計画の目的

本計画は、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するため、国の基本計画や長野県強靱化計画と調和を図りながら策定するもので、国土強靱化の観点から、当町における様々な分野の指針となる計画です。さらに、本計画は、多くの災害経験を踏まえ、行政、企業、住民が一体となって強靱化に取り組み、生命・財産・暮らしを守ることを目的とします。



## 3 計画期間

計画の期間は2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）までとします。

## 基本的な考え方

### 1 総合目標

国の「基本計画」及び長野県の「第2期長野県強靱化計画」との調和を図りつつ、町内及び県内で発生した大規模自然災害（地震、火山噴火、風水害）を教訓としながら、当町の強靱化を推進するため、以下のとおり本計画における「総合目標」を設定します。

いのち・生活・財産を守り、災害に強いまちづくり

### 2 基本目標

国土強靱化を推進する上で、国の基本計画が掲げる基本目標と調和を図り設定された、長野県強靱化計画の「基本目標」は普遍的なものと考えられます。そのため、本計画においても長野県強靱化計画の目標を準用し、以下のとおり本計画の「基本目標」を設定します。

基本目標	<ol style="list-style-type: none"><li>1 人命の保護が最大限図られること</li><li>2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること</li><li>3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること</li><li>4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること</li><li>5 流通・経済活動を停滞させないこと</li><li>6 二次的な被害を発生させないこと</li><li>7 被災した方々の生活が継続し、日常の生活が迅速に戻ることに</li></ol>
------	--

### 3 基本的な方針

国の基本計画で示されている「基本的な方針」も踏まえ、当町の強靱化を推進する上で配慮すべき事項を取りまとめ、取組を進めていくこととします。

#### ①当町の強靱化を推進する上での取組姿勢

- 当町の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検証し、取組を推進
- 当町が有する抵抗力、回復力、適応力の強化
- 短期的な視点によらず、長期的な視点を持った計画的な取組の推進

#### ②適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進
- 自助、共助、公助を適切に組み合わせ、住民・企業・団体等・行政が適切に連携及び役割分担を行いながら取組を実施

#### ③効率的な施策の推進

- 住民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して施策の重点化を図る。
- 既存の社会資本の有効活用等により、費用を縮減し効率的な施策を推進

#### ④地域特性に応じた施策の推進

- 地域コミュニティ機能を向上するとともに、各地域における担い手が適切に活動できる環境整備を推進
- 女性、高齢者、子供、障がい者などに配慮した施策の推進
- 地域特性に応じ、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮

## 脆弱性評価と推進方針

### 1 起きてはならない最悪の事態の設定

「想定するリスク」及び「基本目標」を踏まえ、また、県の国土強靱化計画と調和を図り、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次の通り設定します。



令和3年8月により町内で発生した災害等の状況

表 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）一覧

基本目標	番号	起きてはならない最悪の事態	長野県	上松町	施策の名称
人命の保護が最大限図られること (命を守る)	1-1	住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生	○	○	①住宅の耐震化 ②落下物・ブロック塀等の対策
	1-2	多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生	○	○	①多数の者が利用する特定建築物の耐震化 ②町有施設の耐震化
	1-3	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水	○	○	①河川施設災害予防 ②水防災意識社会の再構築
	1-4	土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生	○	○	①土砂災害等の災害予防 ②森林荒廃対策
	1-5	火山噴火による住民や観光客の死傷者の発生	○	○	①火山泥流の災害予防
	1-6	避難指示等の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生	○	○	①避難指示等 ②情報伝達手段 ③要配慮者支援 ④防災知識普及
負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること (命を救う)	2-1	長期にわたる孤立集落等の発生(大雪を含む)や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足	○	○	①孤立防止対策 ②緊急輸送路 ③食料等の備蓄・調達 ④緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保
	2-2	警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足	○	○	①自主防災組織の強化 ②消防団の強化 ③消防・警察・自衛隊との連携
		救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	○		
	2-3	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺	○	○	①災害医療体制の整備 ②消防及び医療機関相互の連絡体制の整備
	2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生 信号機の停止等による交通事故の多発	○	○	①災害時における感染予防対策
必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること (行政・通信機能を確保)	3-1	県庁、市町村役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下	○	○	①庁舎の機能維持 ②行政の業務継続 ③広域相互応援
	3-2	停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	○	○	①災害情報の伝達手段の多様化 ②電信電話施設災害予防
			○		
必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること (命をつなぐ)	4-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・都市ガス・LPガスサプライチェーンの機能の停止	○	○	①電気・石油類燃料・LPガスの安定供給
	4-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	○	○	①上水道施設災害予防
	4-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	○	○	①下水道施設災害予防
	4-4	地域交通ネットワークが分断する事態	○	○	①災害に強い道路網の整備
流通・経済活動を停滞させないこと (経済活動の維持)	5-1	サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺	○	○	①企業防災
	5-2	高速道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止	○	○	①鉄道施設災害予防 ②国道19号等施設災害予防
	5-3	食料・飲料水等の安定供給の停滞	○	○	①食料品等の備蓄・調達 ②給水対策
二次的な被害を発生させないこと (二次的被害の防止)	6-1	土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生 ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	○	○	①山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策
	6-2	有害物質の大規模拡散・流出	○	○	①危険物施設等に係る二次災害予防対策
	6-3	農地・森林等の荒廃	○	○	①農産物災害予防 ②林産物災害予防
	6-4	観光や地域農産物に対する風評被害	○	○	①風評被害の防止 ②海外への情報提供
	6-5	避難所等における環境の悪化	○	○	①避難所等 ②保健衛生、感染症予防活動
被災した方々の日常生活が迅速に戻ること (復旧・復興)	7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○	○	①災害廃棄物の発生への対応
	7-2	道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態	○	○	①障害物の処理活動 ②道路及び橋梁応急活動
	7-3	倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態	○	○	①被災者等の生活再建等の支援
	7-4	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○	○	①自主防災組織等の育成

## 2 重点的に取り組む事項

### ①重点的に取り組む事項の考え方

1. 人命の保護を最優先とする  
人命は、かけがえのない最も重要なものです。この人命を守ることは、最優先として取り組む必要があります。
2. 町民の孤立や救助活動の遅れを防ぐ  
当町の地形的な特性から、孤立する集落が想定されます。集落が孤立すると、救助活動、避難生活等に多大な影響が生じます。そのため、孤立を防止し、救助活動が遅れることのないよう取り組む必要があります。
3. 町民生活の早期復興を図る  
災害が発生した後に、町民の日常生活を早期に復興することは、災害復興の大前提となります。そこで、町民の日常生活を早期に復興するための施策に取り組む必要があります。



人命を守る医療救護訓練



総合防災訓練の炊き出し訓練



孤立を解消するための道路啓開



橋梁の長寿命化



迅速な災害復旧の拠点となる町役場



被災者の生活再建に必要な公営住宅

## ②重点的に取り組む主要な施策

表 重点的に取り組む主要な施策

番号	起きてはならない最悪の事態	主な施策
1-1	住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家の改修促進や解体の促進により、地域の安全性の向上を図ります。</li> <li>・住宅の耐震化を推進します。</li> </ul>
1-2	多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定住促進住宅や町営住宅の整備により住宅の質の向上、住環境の向上を図ります。</li> <li>・災害時要支援者の安全・安心を確保します。</li> <li>・多くの町民や子供が利用する公共施設等の安全性の向上に取り組めます。</li> <li>・公共施設の適正な維持管理に努めます。</li> </ul>
1-3	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の氾濫を防止するための取り組みを行います。</li> <li>・木曾川水系流域治水プロジェクトの推進を図ります。</li> </ul>
1-4	土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂防事業について、国、県に整備を要望します。</li> </ul>
1-6	避難指示等の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民に災害に関する情報を迅速に的確に伝える体制を整備します。</li> </ul>
2-1	長期にわたる孤立集落等の発生(大雪を含む)や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民の孤立を防ぐための道路改良や橋梁の長寿命化を図ります。</li> <li>・万が一町民が孤立した場合の防災備蓄倉庫を整備します。</li> <li>・救援物資を円滑に輸送するためのヘリポート等を整備します。</li> <li>・多くの町民が利用する総合文化センターの安全性の向上に取り組めます。</li> </ul>
2-2	警察、消防、自衛隊による救助・救急活動等の不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の最小化を図るため、消防設備の充実を図ります。</li> </ul>
2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の拡大に備え、感染症予防資器材の整備を図ります。</li> </ul>
3-1	県庁、市町村役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時にも機能する役場機能の充実を図ります。</li> </ul>
3-2	停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民に災害に関する情報を迅速に的確に伝える体制を整備します。</li> </ul>
4-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民生活の早期回復を図るために水道設備等を整備します。</li> </ul>
4-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民生活の早期回復を図るために下水道設備等を整備します。</li> </ul>
4-4	地域交通ネットワークが分断する事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民の孤立の防止や救援物資の輸送を円滑に行うための道路整備や橋梁の長寿命化、農林道整備を図ります。</li> </ul>
5-3	食料・飲料水等の安定供給の停滞	<ul style="list-style-type: none"> <li>・万が一町民が孤立した場合の防災備蓄倉庫を整備します。</li> <li>・住民生活の早期回復を図るために水道設備等を整備します。</li> </ul>
6-3	農地・森林等の荒廃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流域の安全を総合的に向上させるための農業や林業に取り組めます。</li> </ul>
6-5	避難所等における環境の悪化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・万が一町民が孤立した場合の防災備蓄倉庫を整備します。</li> <li>・町の避難所等に指定されている公共施設等の安全性の向上に取り組めます。</li> </ul>
7-3	倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定住促進住宅や町営住宅の整備により住宅の質の向上、住環境の向上を図ります。</li> </ul>
7-4	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災活動等の支援を図ります。</li> <li>・迅速な復旧・復興を図るための地籍調査等に努めます。</li> </ul>